

大阪市地域福祉基本計画全体の評価指標確認シート

計画第3章に記載している施策の方向性ごとに設定した評価指標について、年度ごとの数値を確認します。

資料3-3

1-1 住民主体の地域課題の解決力強化						
評価項目・評価指標		基準値（測定方法）	平成30年度	令和元年度（3月末時点）	令和2年度	備考
（1）地域での支え合い、助け合いの意識づくり						
	「つながり」の実感	住んでいる地域で住民同士の「つながり」を感じる市民の割合	—	54.1% （令和元年度地域福祉実態調査）		
	実際の活動	日常生活に関することで地域の人に手助けをしている市民の割合	14.8% （平成18年度世論調査）	40.2% （令和元年度地域福祉実態調査）		
（2）地域福祉活動への参加の促進						
	活動への関心	市民活動に「関心がある」と答えた市民の割合	59.7% （平成28年度市政モニターアンケート）	60.1% （平成29年度市政モニターアンケート）	59.3% （平成30年度市政モニターアンケート） 58.9% （令和元年度地域福祉実態調査）	
	実際の参加	市民活動に「参加したことがある」と答えた市民の割合	43.4% （平成28年度市政モニターアンケート）	42.4% （平成29年度市政モニターアンケート）	41.2% （平成30年度市政モニターアンケート） 22.1% （令和元年度地域福祉実態調査）	
	情報の発信	地域福祉活動に関する広報啓発実施回数	1,177回 （平成29年度実績報告書）	1,286回 （平成30年度実績報告書）	992回 （令和元年度実績報告書）	
	寄付意識	「寄付したことがある」「したいと思う」と答えた市民の割合	48.1% （平成18年度世論調査）	73.3% （令和元年度地域福祉実態調査）		
	ボランティア数	市社協・区社協におけるボランティア登録者数	39,690人 （平成28年度実績）	38,026人 （平成29年度実績）	35,210人 （平成30年度実績）	
（3）住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり						
	体制の広がり	地域課題やニーズについて地域全体で解決に向け取り組む仕組みがある区の数	17区 （29.12地域福祉課調べ）	17区 （平成30年12月 地域福祉課調べ）	17区 （令和元年12月 地域福祉課調べ）	
	市民の実感	お住いの地域において家族や親類以外で困りことを相談する人がいる市民の割合	—	73.3% （令和元年度地域福祉実態調査）		
（4）専門職による地域福祉活動への支援について						
	支援への評価	各区社会福祉協議会による地域福祉活動に対する支援への評価（5段階）	4.1点 （平成29年度実績報告書）	4.0点 （平成30年度実績報告書）	3.8点 （令和元年度実績報告書）	
	協議体等の開催	多様な事業主体が参画する協議体・ワーキングの開催回数（生活支援体制整備事業）	88回 （平成29年度実績）	168回 （平成30年度実績）	259回 （令和元年度実績）	

施策の方向性ごとの総合評価

施策の方向性ごとに評価し、成果や課題の抽出及び改善方策の検討をおこないます。

1-1 住民主体の地域課題の解決力強化			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
達成状況	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある
成果	地域福祉活動を始めるきっかけづくりとして、広報誌やホームページ、SNS等、様々な媒体を活用して広報啓発の充実を図ったほか、地域社協や町会の活動者等を対象として情報交換会や研修会を開催して活動の広がりを支援し、地域福祉活動への参加促進や活動自体の支援を進めている。 【関連項目：資料6-2 1頁No.5、2頁No.10、No.11、6頁No.22 等】 また、新たな地域福祉の担い手を育成するため、小学生向けの福祉教材を作成・配付して、授業で活用してもらうなど、こどもの頃から福祉に親しみ、関心を持てる環境づくりを行った。 【関連項目：資料6-2 1頁No.3】	地域福祉活動を始めるきっかけづくりとして、区役所や区社協、地活協等の広報誌やホームページ、SNS等様々な媒体を活用して広報啓発の充実を図ったほか、活動の担い手を対象とした情報交換会や研修会を開催して活動の広がりを支援し、地域福祉活動への参加促進や活動自体の支援を進めている。 【関連項目：資料3-2 1頁No.5、2頁No.10、No.11、6頁No.22 等】 また、地域住民等を対象に地域福祉にかかる実態調査を実施したほか、社会福祉事業施設の地域貢献事業の取組状況に関する実態調査を実施するなどして、地域福祉の実態把握を行った。 【関連項目：資料3-2 1頁No.1、6頁No.24 等】	
課題・改善方策	取組みは順調に行っているものの、地域での支えあい、助け合いの意識づくりや新たな担い手の確保等については、長期的な視点で幅広く取り組みを推進する必要がある。 今後も地域の課題やニーズ把握に努め、住民が主体的に地域課題を解決し、ニーズに沿った取り組みが展開できるよう、専門職としての支援も充実させていく必要がある。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各種サロン等の居場所づくりや、訪問による見守り等、人と人のつながりを基本とした地域活動の実施が難しくなっている。 今後は、実態調査により把握した地域の課題やニーズの検証を進めるとともに、各地域で「新たな生活様式」を前提とした地域活動が早期に再開できるよう、専門職としての支援も充実させていく必要がある。	

大阪市地域福祉基本計画全体の評価指標確認シート

計画第3章に記載している施策の方向性ごとに設定した評価指標について、年度ごとの数値を確認します。

1－2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進								
評価項目・評価指標			基準値（測定方法）		平成30年度	令和元年度（3月末時点）	令和2年度	備考
（１）多様な主体の参画と協働 （２）社会資源の有効活用								
	企業等の参画	新たに地域とNPO及び企業等とが連携して取組を行った件数	—	160件 （「市政改革プラン2.0の進捗状況」） （平成30年8月末時点）	集計中			次回更新はR2.7頃予定
	NPOの参画	大阪市における保健、医療または福祉の増進を図る活動をおこなっているNPO法人の数	881法人 【内閣府NPOホームページ（29.3）】	879法人 （内閣府NPOホームページ） （平成31年3月末時点）	824法人 （内閣府NPOホームページ） （令和2年3月末時点）			
	社会事業施設の参画	何らかの公益的な取り組みを実施していると答えた社会事業施設の割合	—		83.7% （社会福祉法人における公益的な取組みに係る実態調査※）			※調査対象1,106施設 回答施設475施設：回答率42.95%

施策の方向性ごとの総合評価

施策の方向性ごとに評価し、成果や課題の抽出及び改善方策の検討をおこないます。

1－2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進			
	平成30年度		令和2年度
達成状況	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある		① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある
成果	市民活動・ボランティア活動に役立つ様々な資源情報を収集・発信できる「市民活動総合ポータルサイト」の運営、活動団体が他の団体や企業等と連携・協働を進めるための「交流の場」の開催や、個々の活動団体の活動をサポートする「地域公共人材」の派遣など、多様な主体の参画・協働を後押しした。 【関連項目：資料6-2 7頁No.26、No.27、8頁No.29】		
課題・改善方策	各制度の認知度が低く、市民活動の支援策が各活動主体に十分に活用されていない状態であるため、今後、より普及・啓発を図っていく必要がある。		

大阪市地域福祉基本計画全体の評価指標確認シート

計画第3章に記載している施策の方向性ごとに設定した評価指標について、年度ごとの数値を確認します。

1－3 災害時等における要援護者への支援							
評価項目・評価指標			基準値（測定方法）	平成30年度	令和元年度（10月末時点）	令和2年度	備考
（１）災害時における要援護者への支援 （２）災害時に備えた地域におけるつながりづくり							
	福祉避難所数	福祉避難所登録箇所数	320箇所 （平成29年度までの実績）	331箇所 （平成30年度までの実績）	344箇所 （令和元年度3月末時点）		
	災害等への備え①	災害時等にひとりで避難できない高齢者世帯のうち手助けを頼める人がいない世帯の割合	23.1% （平成28年度高齢者実態調査）		22.5% （令和元年度高齢者実態調査）		
	災害等への備え②	災害時など緊急時に「近所の人・地域の人」に協力を求めることができる障がい者（児）の割合	20.5% （平成28年度障がい者（児）基礎調査）		26.3% （令和元年度障がい者（児）基礎調査）		

施策の方向性ごとの総合評価

施策の方向性ごとに評価し、成果や課題の抽出及び改善方策の検討をおこないます。

1－3 災害時等における要援護者への支援			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
達成状況	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある
成果	福祉避難所登録箇所数は11箇所増加し、331箇所。 【関連項目：資料6-2 9頁No.42】 要援護者の見守りネットワーク強化事業で、平時から顔の見える関係づくりを推進しており、大阪府北部地震では見守り相談室と地域との連携などにより、自主的に地域の気になる方や要援護者名簿を活用した安否確認が行われた。 【関連項目：資料6-1 1頁、資料6-2 9頁No.38】	福祉避難所登録箇所数は11箇所増加し、334箇所。 【関連項目：資料3-2 8頁No.42】 台風19号の接近時には、ホームページ上で多言語での情報提供を行い、外国籍住民等の適切な避難準備を支援した。 大阪市社会福祉協議会主催の災害ボランティアセンター運営研修では、区役所職員の参加を促すことで、区社協と区役所の連携が進むよう働きかけた。 【関連項目：資料3-2 8頁No.40、9頁No.43】	
課題・改善方策	災害時における要援護者への支援は、危機管理室、各区役所、福祉局、消防局、各区社協等の関係機関が連携して、福祉避難所の確保を進めるほか、避難訓練の実施、平時の見守りネットワークを強化するなど、様々な取組みを進めている。 大阪北部地震の際、自主防災組織や民生委員、区社会福祉協議会など、様々な団体が要援護者の安否確認を実施したが、確認のための訪問が重複するなど、把握した情報の一元管理効率的な安否確認に課題が生じた。 今後は、安否確認の手順や指揮命令系統について整理し、限られた時間の中で効果的に安否の確認ができるようにするなど、要援護者の避難を円滑に支援ができるようにする必要がある。	昨年度に自然災害が相次いだことで、従来より、行政・地域関係者とも危機意識が高まったことで、より現実に即した取組みが実施されるようになった。 一方で、さまざまな課題が認識されるようになり、喫緊の課題となっている。 また、令和元年度地域福祉実態調査の結果では、防災に関する諸制度の認知度が低いことが把握されたため、今後、さらなる普及啓発を図る必要がある。	

大阪市地域福祉基本計画全体の評価指標確認シート

計画第3章に記載している施策の方向性ごとに設定した評価指標について、年度ごとの数値を確認します。

2－1 地域における見守り活動の充実							
評価項目・評価指標			基準値（測定方法）	平成30年度	令和元年度（3月末時点）	令和2年度	備考
	体制の整備	地域への要援護者名簿の提供数（全333地域中）	237地域 （平成28年度実績）	332地域 （平成30年度実績）	333地域 （令和元年度実績）		令和2年1月に市内全333地域へ名簿提供
	活動実数	見守り事業におけるCSWのアウトリーチの件数	4,964件 （平成28年度実績）	6,222件 （平成30年度実績）	4,393件 （令和元年度実績）		
	認知度	地域において実施されている見守り活動の認知度	—		71% （令和元年度地域福祉実態調査より）		

施策の方向性ごとの総合評価

施策の方向性ごとに評価し、成果や課題の抽出及び改善方策の検討をおこないます。

2－1 地域における見守り活動の充実			
	平成30年度		令和2年度
達成状況	1 効果が表れている 2 さらに力を入れて推進する必要がある 3 取り組み内容等を見直す必要がある		1 効果が表れている 2 さらに力を入れて推進する必要がある 3 取り組み内容等を見直す必要がある
成果	各区の見守り相談室に配置しているCSWの体制を強化したことにより、地域への要援護者名簿の提供数は333地域中332地域となり、H30の目標数300地域をはるかに上回った。地域における名簿を活用した見守り活動が効果的に行われるよう、地域への支援を進めている。 また、CSWによるアウトリーチの件数は1,258件増加して6,222件となり、孤立世帯等への専門的支援が進んだ。 【関連項目：資料6-1 1～2頁、資料6-2 11頁No.51】		各区の見守り相談室に配置しているCSWの体制を強化したことにより、地域への要援護者名簿について、令和2年1月に市内全333地域へ提供できた。地域福祉計画では令和2年度中に市内全333地域への名簿提供を目標としていたが、大きく上回る結果となった。地域において名簿を活用した見守り活動が効果的に行われるよう、地域への支援を進めている。 一方、CSWによるアウトリーチの件数は1,829件減少して4,393件となったが、平成30年度から未回答者への同意確認を兼ねた訪問の取組みを強化したことによって、昨年度は目標値を大きく上回る結果となった。昨年度の取組みが目標より進んだことによって、今年度は件数が減少する結果となったが、孤立世帯等への専門的支援については地域の実情に応じた取組みが着実に進んでいる。 【関連項目：資料3-1 1～2頁、資料3-2 4頁No.17、No.18】
課題・改善方策	要援護者名簿の地域への提供は概ね完了しており、今後は見守りネットワークを強化するため、CSWによる地域への支援をいっそう強力に進めることにより、地域の見守り活動の活発化をめざす。 また、地域の見守り活動の活発化に伴い、支援を必要とする人の掘り起こしが進むことから、CSWによるアウトリーチなどの専門的支援についてもさらに強化する必要がある。		市内全地域に対して、要援護者名簿の提供が完了しており、今後は見守りネットワークを強化するため、CSWによる地域への支援をいっそう強力に進めることにより、地域の見守り活動の活発化をめざす。 また、地域の見守り活動の活発化に伴い、支援を必要とする人の掘り起こしが進むことから、引き続きCSWによる孤立世帯等への専門的支援については地域の実情に応じてさらに強化する必要がある。

大阪市地域福祉基本計画全体の評価指標確認シート

計画第3章に記載している施策の方向性ごとに設定した評価指標について、年度ごとの数値を確認します。

2－2 相談支援体制の充実							
評価項目・評価指標			基準値（測定方法）	平成30年度	令和元年度（3月末時点）	令和2年度	備考
（１）複合的な課題等の抱えた人への支援 （２）生活困窮者自立支援制度との連携 （３）こどもの貧困対策との連携 （４）相談支援体制を支える人材の育成・確保							
	支援実施数	「総合的な支援調整の場（つながる場）」の開催数	73回 （平成29年度実績）	76回 （平成30年度実績）	158回 （令和元年度実績）		
	生困との連携	つながる場の開催における生活困窮者自立支援相談窓口を経由した件数・割合	5件・6.8% （平成29年度実績）	8件・10.5% （平成30年度実績）	33件・20.9% （令和元年度実績）		
	こどもの貧困との連携	こどもサポートネットにより支援につながった割合	—	アセスメント対象のこども1,993人(全体の4.5%)が発見され、うち1,400人を支援につなげた（70.2%）（平成31年3月末）	アセスメント対象のこども2,382人(全体の5.4%)が発見され、うち1,693人を支援につなげた（71.1%）（令和元年10月末）		
	人材育成	複合的な課題を抱えた人を支援するために、専門家等（スーパーバイザー）による支援を受けた回数	141回 （平成29年度実績）	110回 （平成30年度実績）	127回 （令和元年度実績）		

施策の方向性ごとの総合評価

施策の方向性ごとに評価し、成果や課題の抽出及び改善方策の検討をおこないます。

2－2 相談支援体制の充実			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
達成状況	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある
成果	複合的な課題を抱えた要援護者を支援するため、モデル事業の検証を踏まえ、各区の実情に応じて総合的な相談支援体制の充実に向けた事業を展開できるよう、取組みを行った。 【関連項目：資料6-1 3頁】 また、各区の生活困窮者自立支援相談窓口では8,000件を超える相談を受け付け、課題解決のための支援を行っている。 【関連項目：資料6-2 13頁№61】 窓口業務においてはタブレット端末を活用して、手話通訳や外国語通訳のほか、音声認識アプリによる文字案内ができる環境を整備した。 【関連項目：資料6-2 13頁№62～64】 支援の必要なこどもとその世帯を総合的に支援するネットワークを強化するため、モデル7区でこどもサポートネット事業を実施。こどもサポートネット推進員を24人配置し（モデル7区で2中学校区に1名）、学校と区役所のアセスメントにより支援の必要なケースを把握し、適切な支援につないでいる。 【関連項目：資料6-2 14頁№66】	令和元年度から、複合的な課題を抱えた要援護者を支援するための体制整備を24区で進めている。平成29年度から先行して取組を進めていたモデル区での好事例を共有したり、意見交換を行ったほか、スーパーバイザーを派遣するなどして、支援体制の充実を図っている。 要援護者の関係者が連携する「つながる場」が各区で開催されるようになるなど、少しずつ成果が表れている。 【関連項目：資料3-1 3頁、資料3-2 12頁№58、№59 等】 支援の必要なこどもとその世帯を総合的に支援することもサポートネット事業（7区でモデル実施）では、学校と区役所の連携により、状況に応じた効果的な支援が可能となることや、支援者に寄り添う支援により各種制度利用につながる事が確認された。 【関連項目：資料3-2 14頁№66】	
課題・改善方策	要援護者を把握し、必要な支援につなぐ枠組みが整備されつつあるが、今後はそのような枠組みが有効活用されるよう、関係者間でいっそう連携を図るとともに、関係職員等のスキルアップを図るための研修の充実が重要となる。	要援護者を把握し、必要な支援につなぐ枠組みが整備されつつあるが、区によって取組状況に差が生じているので、今後も引き続き各種研修・説明会等を継続し、事例共有を行う等して、市全体で事業の水準を高めていく必要がある。	

大阪市地域福祉基本計画全体の評価指標確認シート

計画第3章に記載している施策の方向性ごとに設定した評価指標について、年度ごとの数値を確認します。

2－3 権利擁護支援体制の強化						
評価項目・評価指標		基準値（測定方法）	平成30年度	令和元年度（3月末時点）	令和2年度	備考
（１）虐待防止の取り組みの推進						
	虐待への理解	虐待の通告・通報・届出・相談件数	【高齢】 846件 【障がい】 290件 【児童】 6,020件(こ相) 5,342件(24区) (平成28年度実績)	【高齢】 960件 【障がい】 324件 【児童】 5,485件(こ相) 5,170件(24区) (平成29年度実績)	【高齢】 1,053件 【障がい】 463件 【児童】 6,316件(こ相) 3,415件(24区) (平成30年度実績)	各年度の実績が翌年度末に確定します。
	連携体制	高齢者と障がい者の虐待防止連絡会議の実施回数	32回 (平成29年度実績)	29回 (平成30年度実績)	27回 (うち4回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため資料送付による実施)	
	施設従事者の意識	実施指導件数	【高齢】 1,908事業 【障がい】 1,117事業 (平成29年度実績)	【高齢】 2,039事業 【障がい】 1052事業 (平成30年度実績)	【高齢】 1558事業 【障がい】 972事業 (令和元年度実績)	【高齢】 令和2年3月に予定していた実地指導ついて、新型コロナウイルスの影響で中止となった件数含む。
	行政職員の専門性	虐待対応に従事する行政職員への研修等実施回数	9回 (平成29年度実績)	15回 (平成30年度実績)	21回 (令和元年度実績)	
（２）成年後見制度等の利用促進						
	認知度	成年後見制度の認知度	35.7% (平成18年度世論調査)		44.5%（成年後見制度：法廷） 21.8%（成年後見制度：任意） 5.7%（市民後見制度）	
	相談件数	成年後見制度相談受付件数	－	1,022件 (平成30年度実績)	1,034件 (令和元年度実績)	
	支援数	成年後見制度利用申立て支援件数	－	781件 (平成30年度実績)	1,103件 (令和元年度実績)	

施策の方向性ごとの総合評価

施策の方向性ごとに評価し、成果や課題の抽出及び改善方策の検討をおこないます。

2－3 権利擁護支援体制の強化			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
達成状況	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある	① 効果が表れている ② さらに力を入れて推進する必要がある ③ 取り組み内容等を見直す必要がある
成果	高齢者・障がい者虐待については、虐待と認定した件数は昨年とあまり変わっていないが、通報件数は警察からの通報が伸び、全体的に増加している。以上のことから、疑いの段階での通報が多く、広報啓発活動が徐々にではあるが浸透してきているといえる。 児童虐待については、本市の関係機関が一体となって虐待防止の強化に取り組むため、新たに大阪市児童虐待防止体制強化会議を開催し、今後取り組むべき施策について取りまとめた。 成年後見制度の利用促進のため、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を着実に進めた。 【関連項目：資料6-1 7頁、10頁、資料6-2 14頁No.67～71】	高齢者・障がい者虐待については、虐待と認定した件数は昨年とあまり変わっていないが、通報件数は警察からの通報が伸び、全体的に増加している。以上のことから、疑いの段階での通報が多く、広報啓発活動が徐々にではあるが浸透してきているといえる。 児童虐待については、本市の関係機関が一体となって虐待防止の強化に取り組むため、新たに大阪市児童虐待防止体制強化会議を開催し、今後取り組むべき施策について取りまとめた。 成年後見制度の利用促進のため、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を着実に進めた。 新たに、本人により最適な成年後見人等が選任されるよう「成年後見人等候補者検討会議」を開催した。 【関連項目：資料3-1 7頁、10頁、資料3-2 14頁No.67～71】	
課題・改善方策	高齢者・障がい者虐待の通報件数は増加傾向にあるが、地域住民からの通報が伸びていないため、引き続き、通告・通報義務があることや通報者の秘密が守られることを積極的に広報し、啓発を図っていく。 児童虐待については、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、引き続き様々な関係機関と協働して重層的な啓発活動に取り組んでいく。 市民後見人の養成については、参加しやすい養成講座となるよう、開催場所・時間帯・内容等についてさらなる工夫を検討するとともに、その活動や必要性を理解してもらえよう、引き続き、効果的に普及啓発を行う必要がある。	高齢者・障がい者虐待の通報件数は増加傾向にあるが、地域住民からの通報が伸びていないため、引き続き、通告・通報義務があることや通報者の秘密が守られることを積極的に広報し、啓発を図っていく。 児童虐待については、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、引き続き様々な関係機関と協働して重層的な啓発活動に取り組んでいく。 市民後見人の養成については、参加しやすい養成講座となるよう、開催場所・時間帯・内容等についてさらなる工夫を検討するとともに、その活動や必要性を理解してもらえよう、引き続き、効果的に普及啓発を行う必要がある。	